

# 業 務 仕 様 書

## 1 件名

ベトナム人材向け愛媛県就労促進プロモーション動画等作成業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 3 業務の目的

本件と経済交流を進めているベトナム社会主義共和国ベンチェ省からの人材受入れを推進する「愛媛モデル」の構築にあたり、ベンチェ省内の海外就労希望者に対する「愛媛」の認知度向上や愛媛県で働くことに係る理解促進を目的としたプロモーションの実施に効果的な動画・冊子等の広報資材を製作する。

## 4 業務の概要

受託者は、下記5に規定する一連の業務を行うこと。

なお、本業務の具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に県と協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」として決定するものとする。

## 5 業務の内容

### (1) 広報資材の企画

海外での就労を希望するベトナム人材を本事業のターゲットとして、ベトナム現地においてプロモーションを実施することを想定し、本県の自然や産業等の特徴、本県で働くベトナム人材や雇用する企業へのインタビュー、観光やアクティビティ等の余暇活動に関する情報等の内容により、本県で働くことへの魅力を訴求する広報資材を企画すること。

広報資材は動画（実写による）を1本以上、冊子を1冊以上作成することを基本として、ターゲットへの魅力訴求に効果的と考えられるものを提案することとし、最終的に委託者と協議の上、決定するものとする。

### (2) 取材・撮影等

(1)で企画した広報資材の製作に必要な取材、撮影、音源収録等を行うこと。取材や撮影等に必要な人員や機材については、受託者において用意すること。

なお、取材や撮影に必要なアポイントは原則として受託者において行うこととする。

### (3) 広報資材の製作

(1)で企画した広報資材を製作すること。なお、製作に必要な素材については、基本的に受託者において用意すること。

製作にあたっては、日本語及びベトナム語話者が容易に理解できるよう、必要に応じて二か国語への翻訳を行い、両国語の併記やテロップ挿入等の工夫をすること。

## 6 留意事項

### ① 業務実施、進捗状況の報告等

- ・受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、愛媛県個人情報保護条例その他関係法令・条例等を遵守すること。また、県の信用を損なう行為や不名誉となる行為は絶対にしないこと。
- ・受託者は、進捗状況について、定期的に協議等の場を設け、報告を行い、円滑に遂行しなければならない。なお、協議内容については、速やかに議事録を作成して県と共有するとともに、業務従事者以外に知られることのないよう十分な対策をとること。

### ② 実施体制

- ・業務の円滑な実施と品質の確保を実現するために必要な体制を確実に整備すること。
- ・本業務における連絡窓口は一本化すること。
- ・受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験があり、以下の役割や能力を有する者を総括責任者として配置しなければならない。
  - ア．経費配分や要員配置など、本業務の遂行に必要となる受託者のリソースを調整することができること。
  - イ．コミュニケーション能力を有し、本業務の目標や解決すべき課題について、関係者間を調整し、県と円滑に合意形成できること。
  - ウ．リスクコントロール能力を有し、同種・類似の業務における実務経験から想定できるリスクと、顕在化した問題に対する対処ができること。
- ・本業務の従事者は、業務を的確かつ円滑に遂行できる知識、能力及び経験を有すること。
- ・県は、本業務の従事者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

### ③ 著作権の取扱い

- ・本仕様に規定するところにより、受託者が愛媛県に引き渡すべき成果物は本県の所有とする。
- ・本業務で制作・納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ・成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。
- ・愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知

的財産権を適用したものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。

- ・ 成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

#### ④ 機密保持について

- ・ 受託者は、次の掲げる情報を本業務の遂行の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとし、このために必要な措置を講ずること。なお、契約内容の履行目的以外の使用又は第三者に上記情報を開示する必要が生じた場合は、事前に県と協議の上、承認を得ること。契約終了後も同様とする。
  - ア. 契約期間中に県が提示した一切の情報（公知の情報等を除く。）
  - イ. 履行過程で知り得た一切の情報
  - ウ. 納入成果物等に関する一切の情報
- ・ 受託者は、本業務の遂行の過程において県から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、複製しないこと。また、業務遂行上必要が無くなり次第、速やかに返却すること。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- ・ 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### ⑤ 業務の再委託について

- ・ 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、事前に再委託範囲及び再委託先等を県に提示し、県から承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- ・ 再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先にも別記「個人情報取扱特記事項」を遵守させるとともに、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

## 7 その他

- ・ 本業務に係る一切の経費（コンサルティング、調査・報告、交通費、宿泊費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・ 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料については、業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- ・ 県は、受託者に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、調査の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求すること

ができるものとする。

## 8 成果物

### (1) 提出物

- ・提出物は、以下のとおりとする。

No.	提出物	内容
1	業務概要説明書	業務目的、体制、連絡先、実施内容、実施計画、スケジュール等を記載したもの ※別途委託契約書に定める「業務計画書」に添付
2	業務実施報告	各業務の実施結果等をまとめた報告書
3	製作物	記憶媒体（DVD等）にコピーして納品のほか、電子情報媒体1部（ファイル形式：mp4等）を納品

- ・成果物のうち、テキストベースで作成したものは、Microsoft Word、Excel、PowerPoint 形式又はPDF形式による電子ファイルを提出すること。

### (2) 提出場所

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課 産業人材グループ

TEL：089-912-2509

メール：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

### (3) その他

- ・電子データについては、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査した上で提出すること。
- ・提出物がウイルスに感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

## 9 疑義が生じた場合の取扱い

受託者は、業務の実施中に、本仕様書に定めのない事項が判明した場合、又は本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、速やかに県と協議し、双方合意の上で対応すること。

また、後日、その合意内容に疑義が生じないよう、受託者は議事録を作成し、速やかに県の承認を得ること。

なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。